

大分県報

平成三十年
第三〇二五号
十月九日

(火曜日)

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請(三件).....	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出.....	二
公有水面埋立ての免許.....	三
土地収用法による事業の認定.....	五
道路区域の変更.....	六
道路の供用開始.....	七
港湾協力団体の指定.....	七

告示

大分県告示第六百二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年九月二十五日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 中津地方文化研究所
- 三 代表者の氏名
出利葉 康 博
- 四 主たる事務所の所在地
中津市千四百五番地の五

五 定款に記載された目的
この法人は、中津地方文化の調査、保存に関する事業を行い、また、旧市街地での賑わい再生のためのまちづくり及び中津地方文化の伝承による青少年の健全育成に関する事業を行い、もって中津地方文化の振興を図り、公益に資することを目的とする。

六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年十月九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年九月二十六日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 感染制御大分ネットワーク
- 三 代表者の氏名
門 田 淳 一
- 四 主たる事務所の所在地
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地 大分大学医学部 呼吸器・感染症内科学講座内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の市民が感染症の恐怖から逃れ、安心して生活できるよう、感染症に関する高等な技術や情報提供、医療研究者の臨床研究事業や研究開発支援、および医療機関の院内感染対策支援等を行い、感染症発生の抑止・早期診断・適切な治療と予防に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年十月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年九月二十六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 きらめつきー

三 代表者の氏名
大久保 彰 子

四 主たる事務所の所在地
竹田市久住町大字栢木六千二十六番地二

五 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民に対して、健康・福祉、人づくり、まちづくりなどに関する取り組みを推進し、心豊かに安心して暮らすことのできる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
平成三十年十月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
H I ヒロセスーパーコンビニイト

白杵市大字野田唐木田百七十六番地八

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府二百四十三番地九
芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

3 変更した事項
（一）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社ホームインブループメントひろせ
代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市古国府二百四十三番地九
芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
変更後 株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府二百四十三番地九
芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
変更前 株式会社ホームインブループメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市古国府二百四十三番地九

株式会社西松屋チエーン

代表取締役 大 村 卓 史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六ー一

変更後 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 中 澤 孝 志

大分市古国府二百四十三番地九

株式会社西松屋チエーン

代表取締役 大 村 禎 史

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六ー一

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームインプループメントひろせ 平成二十九年八月二十九日

芙蓉総合リース株式会社 平成三十年一月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホームインプループメントひろせ 平成二十九年八月二十九日

二 届出年月日

平成三十年九月十三日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年十月九日から平成三十一年二月十二日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年二月十二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成三十年十月九日

大分県知事 廣 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

平成三十年九月二十五日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 廣 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一八〇四番一の地先の道路の地先の公有水面

第二区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番四及び一九一八番三二の地先の国有海浜地

先の公有水面並びに一九一八番三〇の地先の公有水面

第三区域

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三三の地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び3の地点と1の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位（D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 佐伯市蒲江にある国土地理院高森三等三角点（北緯三二度四六分五二秒一一度一〇分三三秒一、七四五・二二メートルの地点

2の地点 1の地点から一八度四九分一九秒四・六八メートルの地点

3の地点 2の地点から三四六度二二分二八秒一・六六メートルの地点

平成三十年十月九日

大分県報（告示）

三

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び26の地点と5の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 5の地点 基点から六度五三分〇六秒一、四四七・七六メートルの地点
6の地点 5の地点から五二度三四分三六秒二・四〇メートルの地点
7の地点 6の地点から四五度一四分三八秒七・三六メートルの地点
8の地点 7の地点から四二度〇五分三六秒六・〇八メートルの地点
9の地点 8の地点から三七度二一分三四秒七・六五メートルの地点
10の地点 9の地点から三四度一七分二七秒五・二五メートルの地点
11の地点 10の地点から三一度五四分三九秒六・四七メートルの地点
12の地点 11の地点から二六度五三分四八秒九・二一メートルの地点
13の地点 12の地点から二五度三二分三二秒一〇・六〇メートルの地点
14の地点 13の地点から二一度二五分五六秒九・七七メートルの地点
15の地点 14の地点から二二度三三分〇五秒二〇・〇〇メートルの地点
16の地点 15の地点から二二度一七分〇五秒二〇・〇〇メートルの地点
17の地点 16の地点から二三度三五分〇七秒一二・〇〇メートルの地点
18の地点 17の地点から二二度五九分一九秒八・〇八メートルの地点
19の地点 18の地点から二三度四〇分二三秒一〇・一六メートルの地点
20の地点 19の地点から一四度四九分三六秒一〇・七五メートルの地点
21の地点 20の地点から一二度二五分五一秒六・七八メートルの地点
22の地点 21の地点から六度一四分四七秒八・〇七メートルの地点
23の地点 22の地点から三度一九分二五秒三・五三メートルの地点
24の地点 23の地点から三五六度三七分五五秒三・四八メートルの地点
25の地点 24の地点から三五〇度一三分一二秒七・七八メートルの地点
26の地点 25の地点から三四二度三九分四一秒七・〇二メートルの地点

第三区域

次の各地点を順次に結んだ線及び51の地点と47の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・一六メートル、T・P・プラス一・〇六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 47の地点 基点から八度五九分〇二秒一、四一三・一三メートルの地点
48の地点 47の地点から四六度四二分五一秒一・二三メートルの地点

- 49の地点 48の地点から四五度二五分〇九秒四・〇二メートルの地点
50の地点 49の地点から四七度〇七分一〇秒五・八九メートルの地点
51の地点 50の地点から二六七度四八分一秒二・一一メートルの地点

3 面積

- 第一区域 二・二五平方メートル
第二区域 一、一一一・四四平方メートル

第三区域

- 七・二二平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一八〇四番一の地先の道路の地先から一八〇八番七六を経て一九一八番三三に至る間の地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とAFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から六度二四分二九秒一、七六五・五五メートルの地点
Bの地点 Aの地点から一八九度三一分四六秒二七・〇三メートルの地点
Cの地点 Bの地点から一八五度五九分三一秒一七・七九メートルの地点
Dの地点 Cの地点から一七六度〇八分〇九秒一五・四一メートルの地点
Eの地点 Dの地点から一六三度〇五分五三秒一二・五六メートルの地点
Fの地点 Eの地点から一五七度一五分四六秒一四・二四メートルの地点
Gの地点 Fの地点から一四七度〇〇分五五秒九・四四メートルの地点
Hの地点 Gの地点から一三五度一二分四六秒二二・〇二メートルの地点
Iの地点 Hの地点から一二八度二七分三五秒二〇・二六メートルの地点
Jの地点 Iの地点から一三六度〇二分五二秒一七・八九メートルの地点
Kの地点 Jの地点から一四五度二三分五〇秒一二・一三メートルの地点
Lの地点 Kの地点から一五二度五七分三七秒六・〇六メートルの地点
Mの地点 Lの地点から一六四度一五分四一秒一五・三四メートルの地点

- Nの地点 Mの地点から一九七度二分三四秒二一・六九メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から一八八度四五分五秒一七・五三メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から一八七度一四分四〇秒二二・八四メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から二〇四度〇四分五八秒二三・六九メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から二〇〇度三七分五六秒一五・八三メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から二〇九度四三分五五秒一三・〇三メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から二一六度〇八分二七秒一五・三一メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から二二六度五五分三五秒一〇・〇五メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から二〇九度三〇分一八秒三七・四六メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から二三一度二九分四八秒一五・三四メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から二三一度一八分一五秒二九・〇八メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から二三二度四一分四一秒一四・七四メートルの地点
- Zの地点 Yの地点から二一九度三九分三五秒一五・一七メートルの地点
- AAの地点 Zの地点から一二三度〇八分五七秒一四・〇九メートルの地点
- ABの地点 AAの地点から一一〇度五一分三六秒六一・七八メートルの地点
- ACの地点 ABの地点から五六度〇六分〇四秒一〇三・三四メートルの地点
- ADの地点 ACの地点から二〇度三五分二〇秒一四一・八八メートルの地点
- AEの地点 ADの地点から三四七度三〇分三九秒八七・三二メートルの地点
- AFの地点 AEの地点から三一四度一四分〇八秒一六三・九四メートルの地点

- 3 面積
 - 三二、八七六・八一平方メートル
- 五 埋立地の用途
 - 道路用地、護岸用地

大分県告示第六百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成三十年十月九日

- 一 起業者の名称
 - 中津市
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞
- 二 事業の種類

中津市民病院施設整備事業
三 起業地

1 取用の部分

大分県中津市大字下池永字長尾佐地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県中津市大字下池永字長尾佐地内二千九百八・六二平方メートルの土地を起業地とする中津市民病院施設整備事業である。中津市民病院（以下「本件病院」という。）敷地内の既存の職員用駐車場用地に新病棟及びリハビリ棟を新設し、さらにこれに伴って職員を増員することによって、職員用駐車場が不足することとなるため、本件病院の隣接地を取得して新たに整備するものであり、法第三十二条二十四号に掲げる地方公共団体が設置する病院に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である中津市は、中津市民病院事業及び診療所事業の設置等に関する条例（平成二十五年中津市条例第六十号）により、本件病院を設置・管理している。また、同市は事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

公立病院は、地域における基幹的医療機関として、地域医療の確保のために重要な役割を果たしている。本件病院も、大分県北部（中津市、宇佐市及び豊後高田市）から福岡県東部（築上町、豊前市、上毛町及び吉富町）までの四市三町からなる医療圏内で唯一の公的病院であり、民間医療機関では担うことが困難な二十四時間三百六十五日対応可能な救急医療を提供する救急告示病院、災害時拠点病院、へき地医療支援の拠点病院として、重要な役割を担っている。平成三十年四月一日現在、診療科は全二十七科、病床数は二百五十床、総職員数は四百八十三人である。

本件病院の将来の医療需要としては、圏内人口の減少や高齢化率の上昇を背景に、回復期医療の充実が期待されている。このため、起業者は平成二十九年三月に新中津市民病院改革プランを策定し、これに基づき本件病院に緩和ケア病床を中心とする新病棟及びびりハビリ棟を建設する工事に着手するとともに、医師、看護師、理学療法士等の増員を計画している。

本件事業は、前記の病棟整備のため既存の職員用駐車場が失われ、さらに職員を増員することから、全体として不足する職員用駐車場を整備するものである。これによつて、本件病院において適正な職員配置が可能となり、適切な医療体制の安定的提供が実現するものであるため、本件事業を実施することによつて得られる公共の利益は相当に大きいものである。

(二) 失われる利益

起業者の調査によると、本件起業地は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地「沖代地区条里跡」に含まれているが、大分県教育委員会との協議の結果、工事着工前にあらかじめ中津市教育委員会宛て通知を行い、必要に応じて発掘調査等の措置を行うこととしている。また、本件起業地周辺には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定により保護のため特別な措置を講ずべき動植物は見受けられない。

したがつて、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件病院へは路線バスも乗り入れているものの、便数が少なく、夜勤や緊急対応も要する医師、看護師等にとつて通勤手段とすることは困難であるため、現在、ほぼ全ての職員が自家用車により通勤している。このため起業者は、今後採用される職員も自家用車で通勤することを想定して、必要となる駐車場台数を算定した。

本件病院職員は交代制の勤務であるため、最も多くの職員が出勤しているのは、平日の日勤職員と夜勤職員が勤務交代する時間帯である。病棟整備工事開始前の平成三十年四月時点で、この時間帯における出勤者数の割合は約八割であった。このため起業者は、増員後の総職員数に対して、工事前と同等の約八割分の駐車台数を確保することができるように必要な整備台数を算定したものである。病棟整備工事により既存の職員用駐車場は三百三十九台分に減少する一方で、総職員数は五百四十人に増加するため、最大でその八割に当たる四百三十二人が同時に駐車することを想定すると、整備が必要な駐車台数は九十三台分となる。

収用しようとする土地の面積は、前記のとおり算定された九十三台分の駐車枠の面

積に、車路等の面積を加えたものであり、本件事業を実施するために必要最小限度の面積と認められる。

さらに、起業地の位置については、土地面積、支障物件、利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について総合的に判断した結果、申請に係る起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業計画は合理的であると認められる。

(四) 小括

以上のとおり、本件事業を実施することによつて得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、前者が後者に優越すると認められ、また、本件事業計画には合理性が認められる。

したがつて、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

起業者は、新中津市民病院改革プランに基づき、既に既設駐車場の一部を廃止して病棟建設工事に着手している。当該駐車場を利用していた職員は、現在病院敷地外に臨時に賃借した駐車場に駐車しているが、その賃借期限が平成三十一年三月末までであり、さらに、同年四月からは職員も増員されることから、駐車場の早急な整備が必要である。このため、本件事業には早期に施行される必要性が認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に留められていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがつて、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

中津市役所建設部用地課

大分県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。 その関係図面は、平成三十年十月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年十月九日		大分県知事 広 瀬 勝 貞		
		大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道二一七号 大分市大字一尺屋字吉ノ上四〇七四番三から 大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番三まで 一般国道二一七号 大分市大字一尺屋字吉ノ上四〇七四番三地先から 大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番三まで 大分市大字一尺屋字吉ノ上四四一三番三まで 佐伯市宇目大字木浦内字下落水九一四番一地先から 佐伯市宇目大字木浦鉾山字長門町三四二番地先まで 佐伯市宇目大字木浦内字下落水九一四番三から 佐伯市宇目大字木浦鉾山字長門町三四二番地先まで	後	前	後	前
	後	前	後	前
一〇・四 〽 三・五	八・四 〽 三・三	四四・四 〽 一〇・三	二〇・九 〽 五・一	八四三・五 〽 一五四・〇
大分県告示第六百九号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十年十月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年十月九日	大分県告示第六百十号 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条の二第一項の規定により、次のとおり港湾協力団体を指定したので、同条第二項の規定により公示する。 平成三十年十月九日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞	団体の名称 中津港利用促進振興協議会	住所 中津市豊田町一四番地三	事務所の所在地 中津市豊田町一四番地三	大分県知事 広 瀬 勝 貞
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		

平成三十年十月九日

大分県報（告示）